

昭和五十四年六月十二日受領
答 弁 第 二 一 九 号

(質問の 二九)

内閣衆質八七第二九号

昭和五十四年六月十二日

内閣総理大臣 大 平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員木原実君提出東京湾岸道路の建設に伴う環境への影響に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員木原実君提出東京湾岸道路の建設に伴う環境への影響に関する質問に対する答弁書

一 について

イ 千葉市真砂地区、稲毛海岸住宅地区については、建設省が作成した環境影響評価技術指針（案）に沿って環境予測を行ったが、その結果を踏まえて環境を保全するための対策を講ずることとしている。

なお、この環境予測及び対策の内容は、沿道住民等に対しても説明会等を通じて明らかにしているところである。

ロ 環境予測手法は、現時点において得られている科学的知見に基づき客観的な予測ができるものであればよいと考えている。

ハ この環境予測に当たっては、実測値との照合によつて得られたモデル式を用いている。

当該予測は、東京湾岸道路に起因する騒音及び自動車排出ガスの影響について行つていますが、環境保全対策を講ずることにより、当該地域の道路に起因する環境上の影響は、おおむね改善されるという結果になつている。

ニ 当該道路に係る都市施設の都市計画決定は、当該地域の公害防止計画の策定前に行われたものである。

二について

イ 当該地域においては環境保全対策を進めることとしているが、現時点で疫学的調査を行う考えはない。

ロ 必要な環境保全対策を講ずることにより、当該道路沿線における保育園等の静安は十分に保てるものと考えている。

なお、交通事故防止のための対策についても十分配慮している。

ハ 光化学オキシダントの原因物質は窒素酸化物及び炭化水素であるが、具体的な地域におけるその発生機構については、いまだ十分に解明されていないことから、当該道路が当該地域における光化学オキシダントの発生に与える影響の予測は行っていない。

ニ 二酸化窒素については、環境基準が確保されるよう努めてまいりたい。

三について

沿道住民に対する説明は十分に行ったと考えているが、今後ともその理解が得られるよう努力してまいりたい。

右答弁する。